

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止についてのお知らせ

長野県寿台養護学校

新型コロナウイルス感染症は、病気の悪化を防ぐため、また他のお子さんへの感染を防ぐため出席停止となります。学校保健安全法施行規則により、「新型コロナウイルス感染症」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、心配がある場合は医師の指示にしたがってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

出席停止期間終了報告書

学校長 様

部 年 組 児童・生徒氏名

1 疾患名 新型コロナウイルス感染症

2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）

令和 年 月 日（ ）

3 受診した医療機関名

4 医療機関受診日

令和 年 月 日（ ）

5 出席停止期間終了の根拠（日にちを記入してください）

① 発症した後5日を経過した

発症日						★
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
/	/	/	/	/	/	/

② 症状が軽快した後1日経過した

軽快日		★
0日目	1日目	2日目
/	/	/

登校日 月 日（ ）

太枠★の日のうち遅い方が登校日になります

\*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

\*無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

6 お休みした日 令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで

令和 年 月 日

保護者氏名